

早期退職に係る募集実施要項

令和 4 年 9 月 2 日
会 計 検 査 院 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号に基づき、早期退職希望者の募集を次のとおり行う。

1 募集の対象

本院職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）、行政職俸給表（二）、医療職俸給表（三）、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表の適用を受ける職員で、令和4年12月31日に「退手法第7条第1項に規定する勤続期間が20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」のもの。（注1参照）

2 募集人数

2名 ※応募上限数5名

3 募集の期間（約2週間）

令和4年11月 4日（金）12時（正午）から

令和4年11月18日（金）17時まで

募集の期間を延長した場合は、直ちにその旨を周知する。

応募した職員の数が応募上限数である5名に達した時点で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る（詳細は、別紙「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」を参照）。この場合、直ちにその旨を周知する。

4 退職すべき期日

令和4年12月31日（土）

ただし、認定後に生じた事情により、上記の期日に退職されると、公務の能率的な運営に著しい支障を及ぼすと認める場合は、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

5 応募、応募の取下げなどの手続

ア 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別様式第1。以下「応募申請書」という。）に必要事項を入力の上、募集期間

(注 2) 応募者が次のアからオまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合

ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

オ 上記アからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超え、退手法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法による場合（別紙参照）

別 紙

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」については、次のとおりとする。

認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は2名、応募上限数は5名とする。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げるアからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が2名を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。